

4 特定目的会社及び証券投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

I 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書				
利益の配当の額	1		特定社債券の当期末残高	10
配当可能所得の金額の計算	所得金額総計 (別表四「30①」)	2	$(10) \times \frac{5}{100}$	11
	欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七「1の計」) (ただし、当該金額が(2)より多い場合は、(2)の金額)	3	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	12
	私財提供等があった場合等の欠損金の控除未済欠損金 (別表七「18」、(別表七「19」-「20」-「3)と(2)-(3)のうち少ない金額)	4	(11)-(12)	13
	所得の金額 (2)-(3)-(4) (マイナスの場合は0)	5	当期に償還した特定社債券の額の合計額	14
	配当可能所得の金額 (5)(特定社債券の発行がある場合は、(5)-(19) (マイナスの場合は0)	6	特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債券の償還に充てられた金額	15
	$(6) \times \frac{90}{100}$	7	(14)-(15)	16
(1)が(7)を超える場合の(1)の額	8	損金の額に算入される減価償却費の額	17	
支払配当のうち当期の損金の額に算入する額 (2)と(8)のうち少ない金額)	9		$(16)-(17) \times 2$ (マイナスの場合は0)	18
			特定社債券の発行がある場合の調整額 (13)+(18)	19

II 証券投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

配当等の額	20		所得金額総計 (別表四「30の①」)	25
配当可能所得の金額 (28)		配当可能所得の金額の計算	欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七「1の計」) (ただし、当該金額が(2)より多い場合は、(2)の金額)	26
			私財提供等があった場合等の欠損金の控除未済欠損金 (別表七「18」、(別表七「19」-「20」-「26)と(25)-(26)のうち少ない金額)	27
			配当可能所得の金額 (25)-(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28
			$(21) \times \frac{90}{100}$	22
(20)が(22)を超える場合の(20)の額	23			
支払配当のうち当期の損金の額に算入する額 (23)と(25)のうち少ない金額)	24			

別表十（七）の記載の仕方

1 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

この明細書は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第2条第2項（定義）に規定する特定目的会社が措置法第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 証券投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

この明細書は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第2条第11項（定義）に規定する証券投資法人が措置法第67条の15第1項（証券投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。